

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

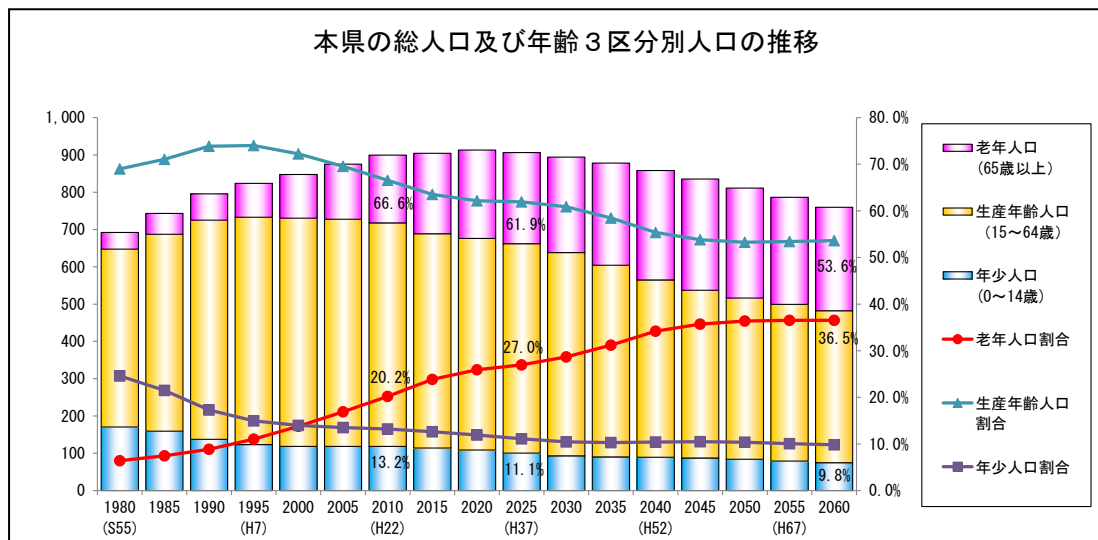
(1) 少子化・高齢化と人口減少

2010（平成 22）年の国勢調査における人口推計によると、本県の総人口は、2018（平成 30）年に 913.4 万人でピークを迎え、その後、転入者数の減少などの理由により、減少していくことが見込まれています。

また、年齢 3 区分別にみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少傾向にある中で、老年人口（65 歳以上）は増加が予測されており、団塊の世代（1947（昭和 22）～1949（昭和 24）年生まれ）が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年には 27.0%、2060（平成 72）年には 36.5%となることが予測されており、より一層高齢化が進んでいくことが見込まれます。

区 分	1980 年	2010 年(a)	2015 年	2025 年	2060 年(b)	増減率 (b/a)
総人口①	692 万人	905 万人	913 万人	906 万人	760 万人	84.0%
65 歳以上人口② [割合(②/①)]	44 万人 [6.4%]	182 万人 [20.2%]	216 万人 [23.9%]	244 万人 [27.0%]	278 万人 [36.5%]	152.5%
15 歳～64 歳人口③ [割合(③/①)]	477 万人 [64.0%]	599 万人 [66.3%]	574 万人 [63.5%]	561 万人 [61.9%]	407 万人 [53.6%]	68.0%
14 歳以下人口④ [割合(④/①)]	170 万人 [24.6%]	119 万人 [15.0%]	114 万人 [13.2%]	101 万人 [11.1%]	75 万人 [9.8%]	62.9%

注 2015 年までは国勢調査により、2025 年以降は 2010 年までの国勢調査を元に県政策局による推計。



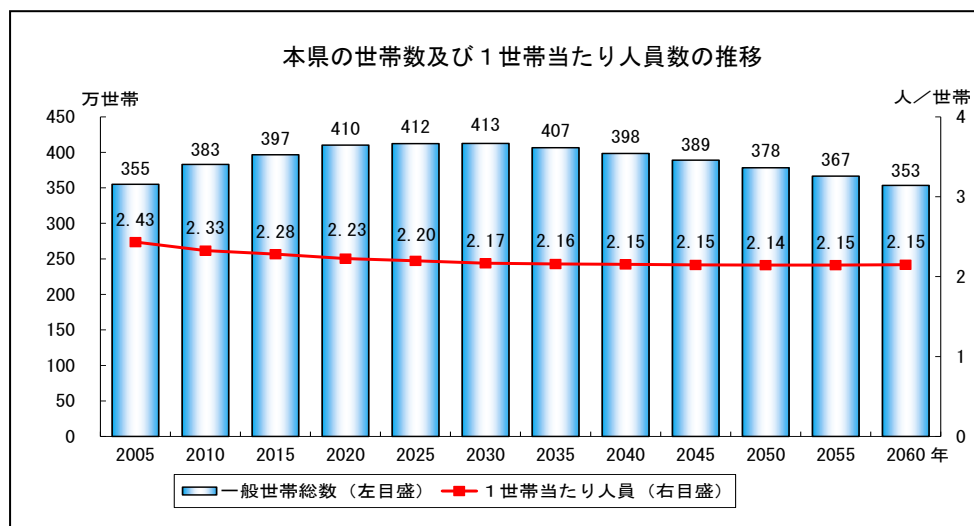
注 1 2015 年までは国勢調査により、2020 年以降は 2010 年までの国勢調査を元に県政策局による推計。

2 年齢 3 区分別の割合は、年齢不詳を除いて算出。

(2) 単独世帯の増加

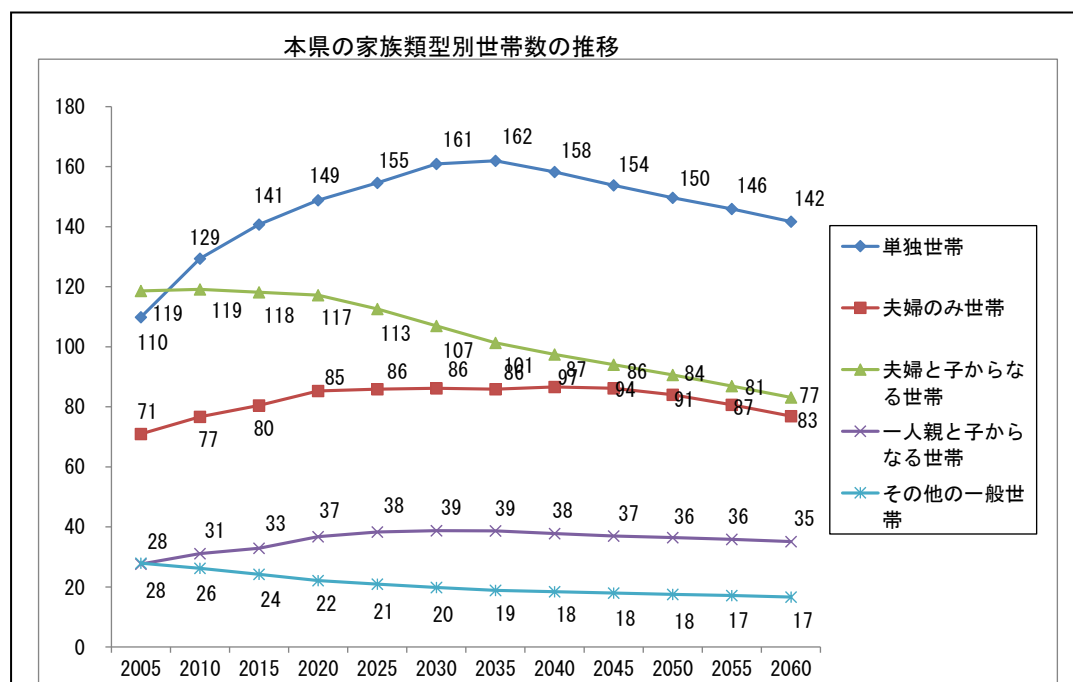
本県の世帯数は、2015（平成 27）年に 397 万世帯であったところ、その後、2030（平成 42）年頃に 413 万世帯でピークを迎え、減少傾向となることが予測されています。

また、1 世帯当たりの平均人員数をみると、今後も 2 人台前半を緩やかに減少していくことが見込まれています。



注 2015 年までは国勢調査により、2025 年以降は、2010 年までの国勢調査を元に県政策局による推計。

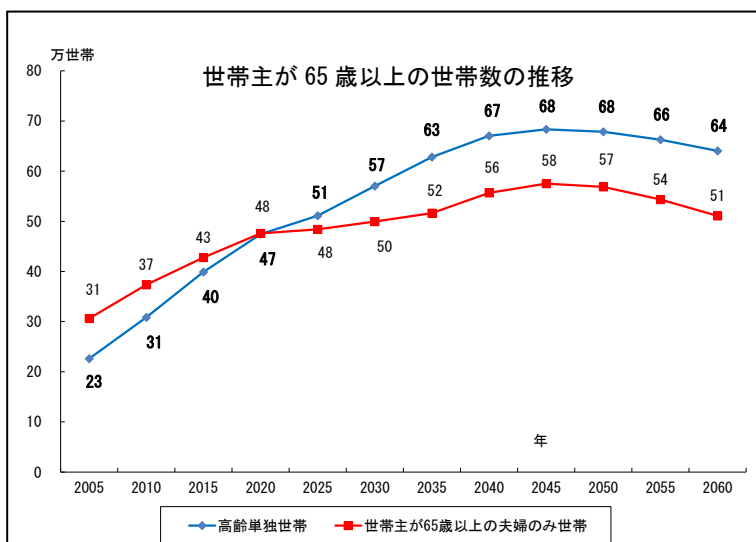
家族類型別にみると、単独世帯が著しく増加することが予測されており、2035（平成 47）年には約 162 万世帯でピークを迎えると予測されている一方で、夫婦と子からなる世帯は今後減少していくことが見込まれています。



注 2015 年までは国勢調査により、2025 年以降は、2010 年までの国勢調査を元に県政策局による推計。

また、単身世帯の中でも、高齢単独世帯（65歳以上の単独世帯）の大幅な増加が見込まれており、2035年には、単独世帯のおよそ4割（約63万世帯）が高齢単独世帯となるものと見込まれています。

高齢単身世帯数と、世帯主が65歳以上の夫婦のみ世帯の推移を見ると、2025（平成37）年には高齢単身世帯数が夫婦のみ世帯数を超えることが予測されています。



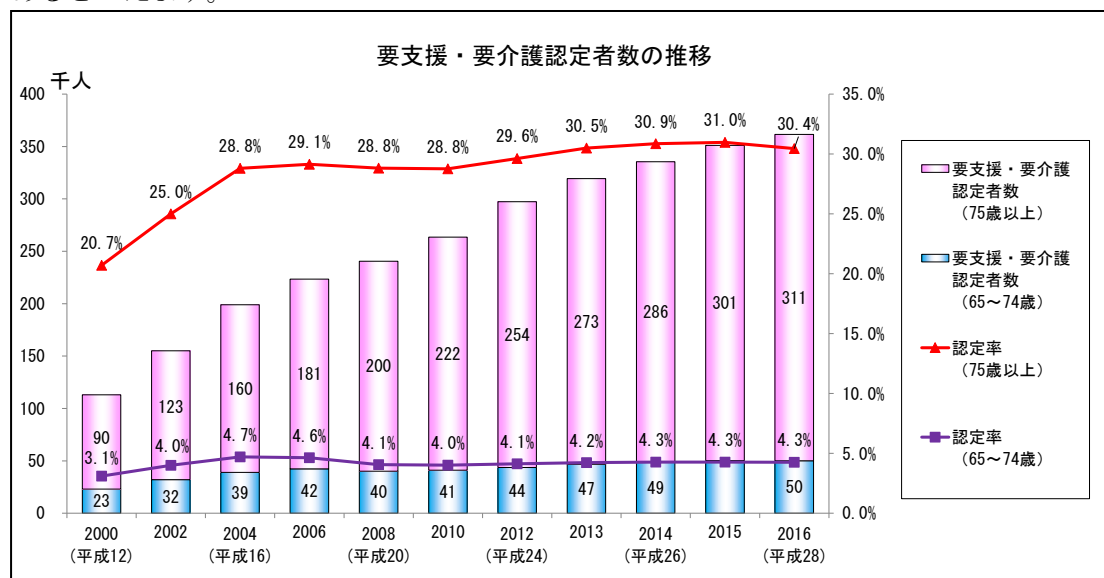
注 2015年までは国勢調査により、2025年以降は県政策局による推計。

2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2016（平成28）年における認定者数（約36万2千人）は、介護保険制度が導入された2000（平成12）年度（約11万3千人）のおよそ3.2倍に増加しています。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74歳で約4%、75歳以上は30%前後で推移しており、このことから、65～74歳のうち9割以上、75歳以上のうち7割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、高齢者の多くが“元気な高齢者”であるといえます。

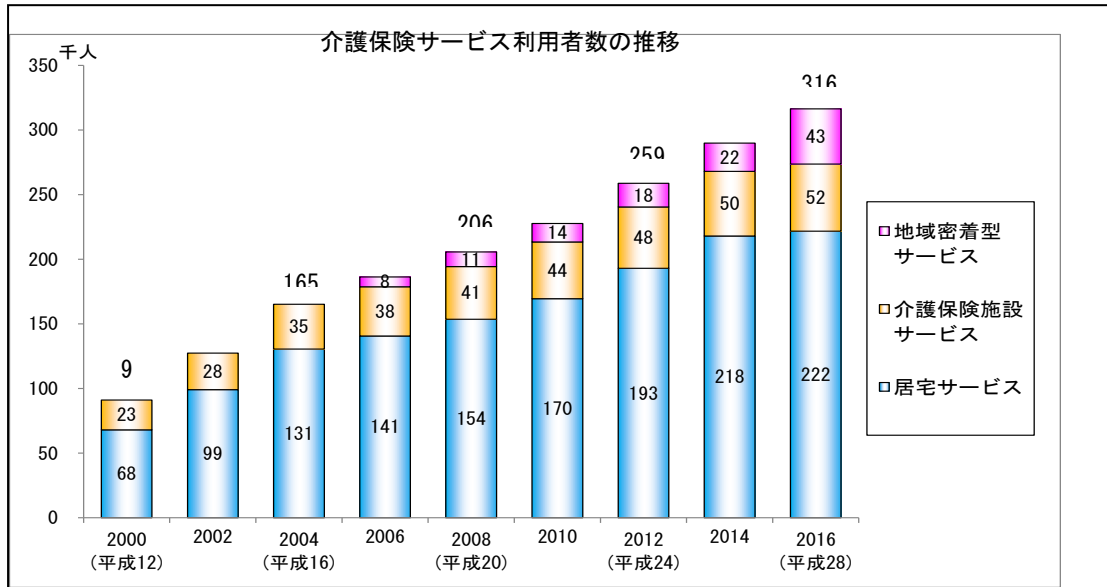


注1 介護保険事業状況報告による。（各年度9月末現在）

2 認定率で用いた65歳以上人口は、介護保険第1号被保険者数とした。

（２）介護保険サービス利用者数の増加

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2013（平成 25）年度の居宅サービス利用者数は、2000（平成 12）年度比で約 3 倍に増加しており、介護保険施設サービスも約 2 倍に増加しています。



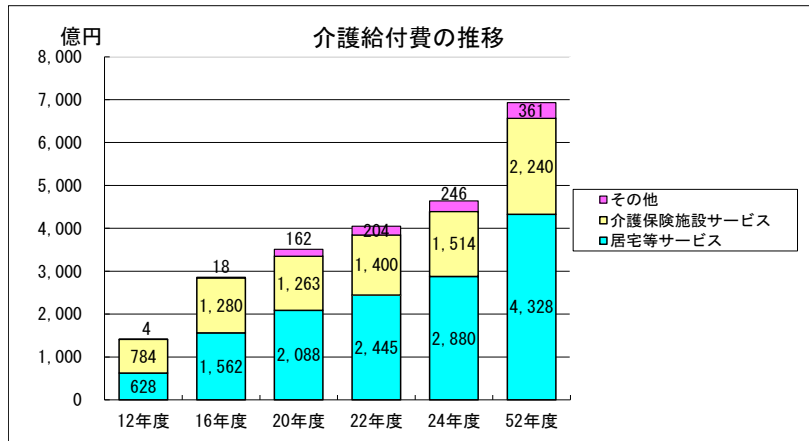
注 1 介護保険事業状況報告による。（各年度 9 月の利用者数）

2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

（３）介護給付費の増加

介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加の傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、平成 52 年度の居宅等サービス給付費は平成 22 年度から 1,883 億円の増、介護保健施設サービスは 840 億円の増となります。



注 1 平成 24 年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。

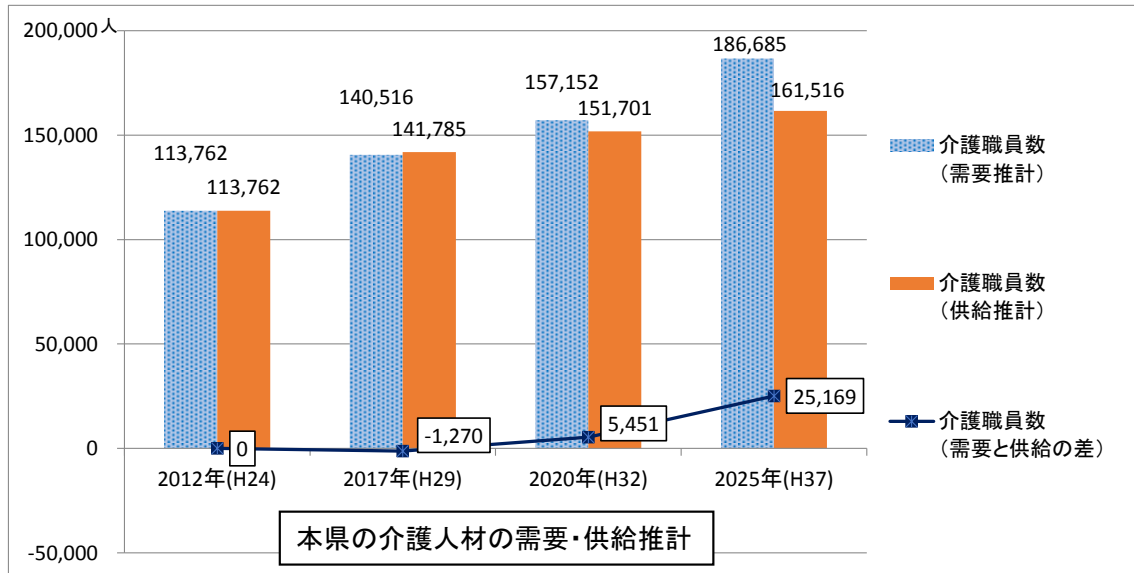
2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。

3 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）

4 平成 52 年度は、サービス利用者数の 22 年度から 52 年度における推計の伸びを適用して県高齢福祉課による推計。

(4) 介護人材の需要推計と供給推計（介護人材の不足）

本県では、平成 29 年度には、介護職員として働く数（供給推計）が、必要な介護職員数（需要推計）を上回っていますが、今後、高齢者が急増する中で、平成 32 年度には 5,400 人以上の介護職員が不足し、平成 37 年には 25,000 人以上の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省の「都道府県において介護人材の需要・供給推計を行うためのワークシート」を活用し、H26 地域福祉課で作成。

(5) 平均寿命と健康寿命（傾向について今後記載）

本県の健康寿命は、男女とも全国に比べて長い状況です。平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、男性が全国と比べて差が大きく、女性は全国よりも差が小さい状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命		(単位：年)			
		男性		女性	
		H22	H25	H22	H25
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	86.74	87.09
	健康寿命	70.9	71.57	74.36	74.75
	差	9.46	9.32	12.38	12.34
全国	平均寿命	79.64	80.2	86.39	86.61
	健康寿命	70.42	71.19	73.62	74.21
	差	9.22	9.01	12.77	12.4

自分が健康であると自覚している期間（単位：年）

	男性		女性	
	H22	H25	H22	H25
神奈川県	70.85	72.25	74.12	75.76
全国	69.9	71.19	73.32	74.72
差	0.95	1.06	0.8	1.04

注 厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

(6) 地域包括支援センターの設置状況

2005（平成 17）年の改正介護保険法により導入された地域包括支援センターは、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに 1 か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。

2017（平成 29）年 4 月 1 日現在の設置数は 362 か所となっていますが、これは、県内平均で、センター 1 か所当たりの 65 歳以上人口が約 6,100 人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が 88.7%という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置 数(a)	65 歳以上人口 (b)	センター 1 か所 当たりの 65 歳以 上人口 (b/a)	(参 考)	
			中学校区(c)	センター設置 進捗率(a/c)
362 か所	2,221,181 人	6,135.9 人	408	88.7%

注 1 県高齢社会課調べ。(2017 (H29) 年 4 月 1 日現在。)

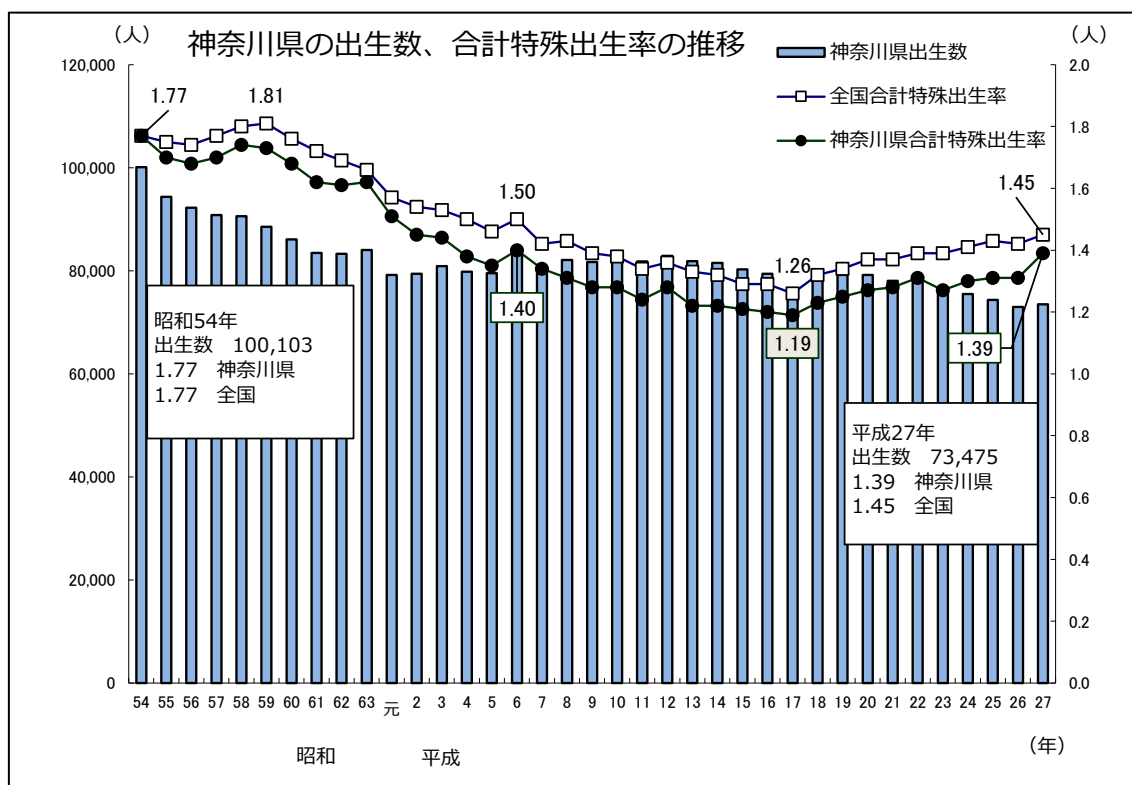
2 センター設置数は、ブランチ・サブセンターを除く。

3 65 歳以上人口は介護保険事業状況報告（2017 年 3 月末現在）による。

3 子どもをとりまく状況

(1) 本県の出生数の減少

本県の出生数は、昭和54年に10万人でしたが、未婚化、非婚化といった結婚の動向により、徐々に減少しており、平成27年には7万3千人と3/4に減少しています。また、1人の女性が一生の間に生む子供の数を示す合計特殊出生率の本県の数値は、平成25年には1.31と全国で4番目に低い数値でしたが、平成27年は1.39と上昇しています。



注 厚生労働省の「人口動態統計」をもとに県地域福祉課で作成。

(2) 子どもがいる世帯の割合

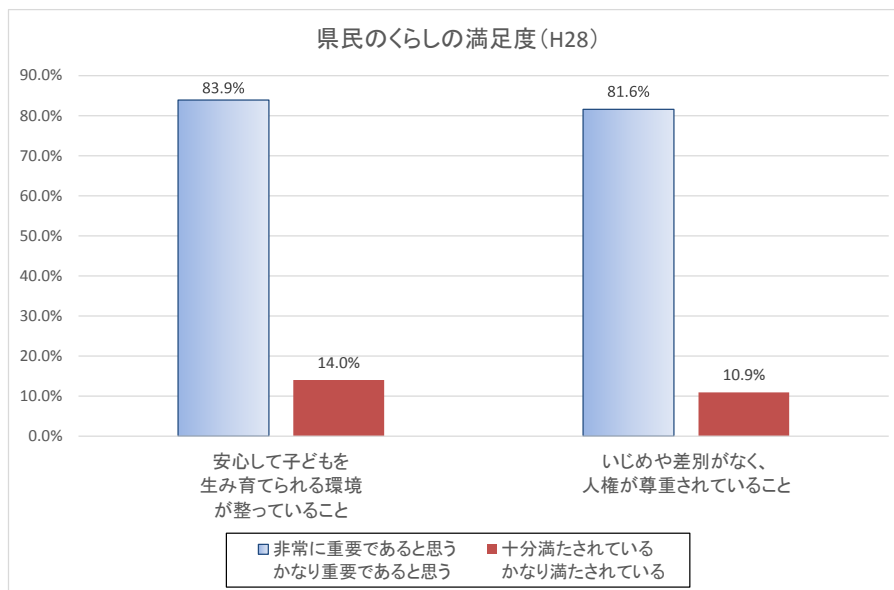
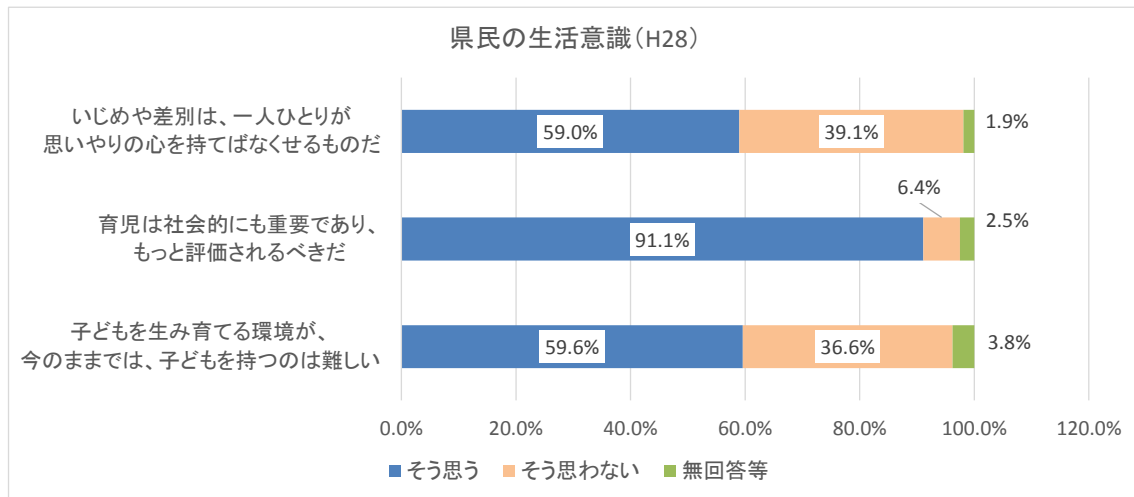
時点修正中

(3) 核家族の割合

時点修正中

(4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

平成 28 年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が 9 割を超えています。また、「安心して子供を生み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が 83.9%に対し、「満たされている」と感じている県民は 14.0%となっており、子育て環境の整備が求められています。



注 平成 28 年度県民ニーズ調査をもとに県地域福祉課で作成。

(5) ひとり親家庭の状況

時点修正中

(6) 母子世帯の低所得（全国）

母子世帯の所得の状況（全国）		（1世帯当たり平均所得金額 単位：万円）				
	総所得		稼働所得		その他所得	
	H24	H27	H24	H27	H24	H27
全世帯	537.2	545.8	396.7	403.7	140.5	142.1
児童のいる世帯	673.2	707.8	603	646.9	70.1	60.8
母子世帯	243.4	270.3	179	213.8	64.4	56.5
注 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より。						

(7) 子どもの貧困率の推移〔全国〕（ひとり親世帯の高い貧困率）

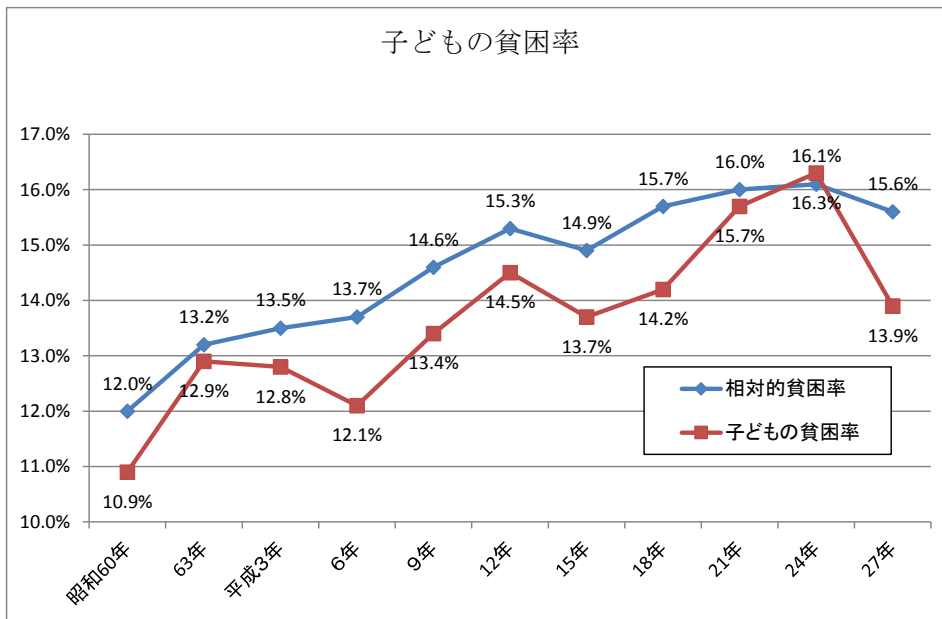
厚生労働省の調査によると、平成 27 年の日本の子どもの貧困率は 13.9%となっており、平成 24 年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）では、大人が 2 人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が 10%程度であるのに対して、大人が 1 人の世帯の貧困率は依然 50%を超えています。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の状況（全国）

	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が 1 人	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が 2 人以上	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線	148万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

注 1 厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分



注1 厚生労働省「平成28年度国民生活基礎調査」をもとに県地域福祉課作成。

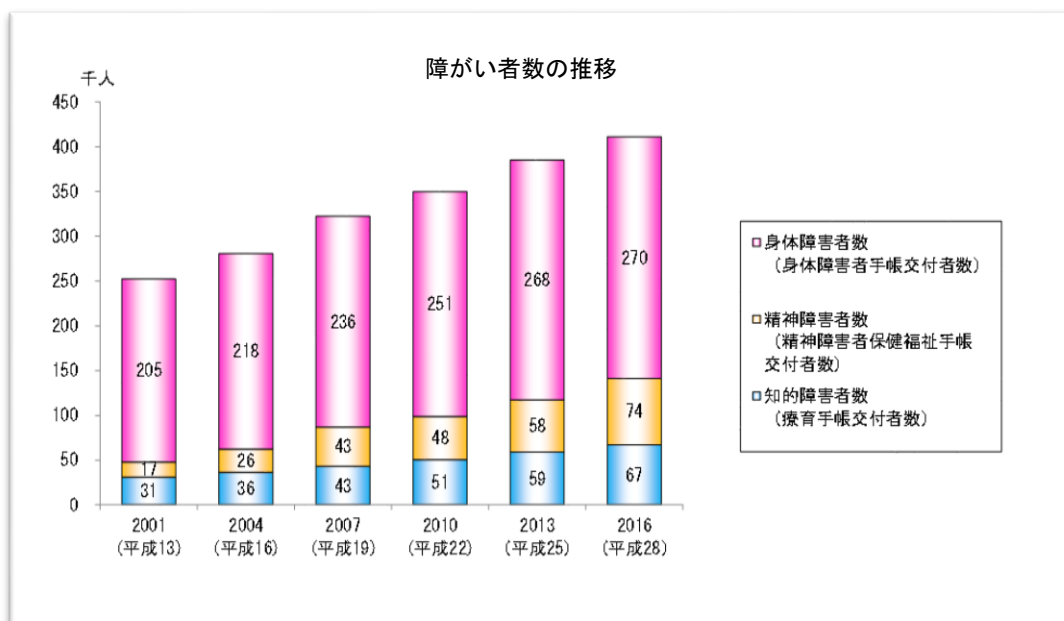
注2 相対的貧困率…貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない世帯員の割合

注3 子ども…17歳以下の者をいう。

4 障がい者の状況

(1) 障がい者の増加

2016（平成28）年度における障害者手帳交付者数は、身体障害者が26万9千人、知的障害児者が6万7千人、精神障害者が7万4千人となっており、障害者手帳交付者数の合計（41万1千人）は県民総数（914万4千人；平成29年4月1日現在）の約4.5%となっています。



注 県障害福祉課調べ。(各年度3月末日現在)

(2) 障がい者の地域移行

〈障害福祉課に相談〉

- ・地域移行者数は目標（H27～29）未達の見込み。
- ・施設入所者数は全国的にも低い。

掲載データ

→施設入所者数の減

G Hの利用者数の増（地域での生活の場の増）
で今後調整

5 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況

虐待の要因が記載可能か
今後調整

(1) 高齢者虐待の状況（虐待件数の増加）

2015（平成 27）年度に虐待の事実が認められた件数は 900 件あり、その大半（871 件）が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子（412 人）が最も多く、次いで娘（186 人）、夫（167 人）の順となっています。

高齢者虐待件数の推移

区 分	2015 (H27) 年度	2014 (H26) 年度	2013 (H25) 年度	2012 (H24) 年度	2011 (H23) 年度
養介護施設従事者等による虐待	29 件	19 件	26 件	12 件	17 件
家族等の養護者による虐待	871 件	841 件	831 件	695 件	704 件

注 県高齢社会課調べ。（市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上。）

高齢者虐待の内容（2015（H27）年度；重複計上）

区 分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	32	605
心理的虐待	12	333
ネグレクト（怠慢・放棄）	4	189
性的虐待	1	4
経済的虐待	0	162

注 県高齢社会課調べ。

「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況（2015（H27）年度；重複計上）

虐待者	人数	割合 (注)
息子	412 人	42.3%
娘	186 人	19.1%
夫	167 人	17.2%
妻	55 人	5.7%
息子の妻	32 人	3.3%
孫	42 人	4.3%
娘の夫	24 人	2.5%
兄弟姉妹	23 人	2.4%
その他	31 人	3.2%
不明	1 人	0.1%

注 県高齢社会課調べ。（割合；人数／市町村からの虐待報告件数）

（２）障がい者虐待の状況

2015（平成 27）年度に虐待の事実が認められた件数は 114 件あり、その大半（83 件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（61 件）、次いで心理的虐待（40 件）、経済的虐待（30 件）、放置・放任（ネグレクト）（14 件）、性的虐待（6 件）の順となっています。

区 分	2015(H27)年度	2014(H26)年度	2013(H25)年度	2012(H24)年度
養護者による虐待	83 件	99 件	114 件	91 件
障害者福祉施設従事者等による虐待	16 件	15 件	29 件	8 件
使用者による虐待	15 件	7 件	10 件	5 件

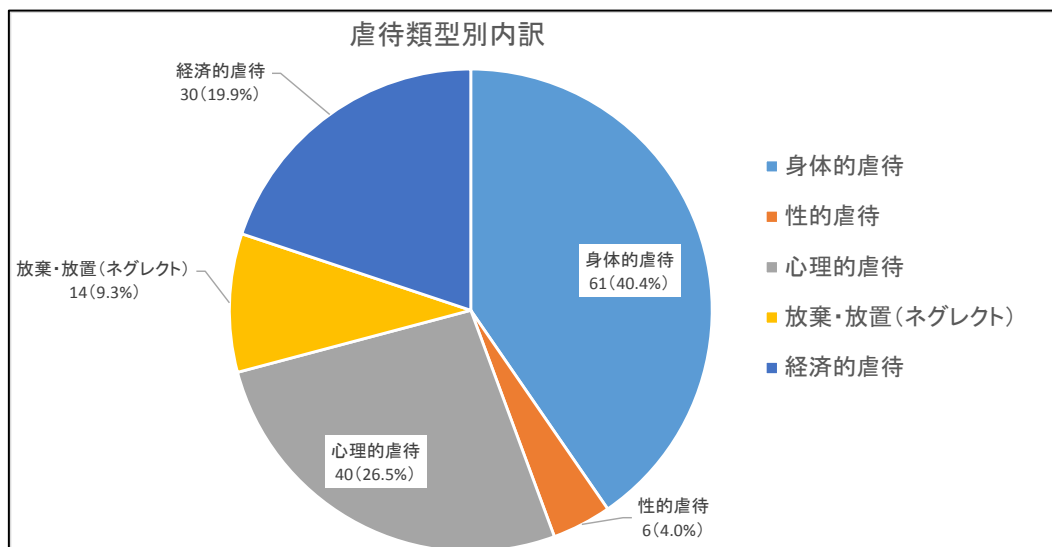
注 1 県障害福祉課調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

障がい者虐待の内容（2015（H27）年度；重複計上）

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
		割合 (注)		割合 (注)		割合 (注)
身体的虐待	47	56.6%	10	62.5%	4	26.7%
性的虐待	2	2.4%	4	25.0%	0	0.0%
心理的虐待	32	38.6%	5	31.3%	3	20.0%
放置・放任(ネグレクト)	14	16.9%	0	0.0%	0	0.0%
経済的虐待	21	25.3%	0	0.0%	9	60.0%

注 県障害福祉課調べ。（割合；件数／虐待件数）



(3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

2016（平成 28）年度に県所管（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）の児童相談所で受け付けた児童虐待相談受付件数は 3,514 件で、年々増加しており、過去最多となっています。

区 分	2016 (H28) 年度	2015 (H27) 年度	2014 (H26) 年度
虐待相談受付件数	3,514 件	3,135 件	2,707 件

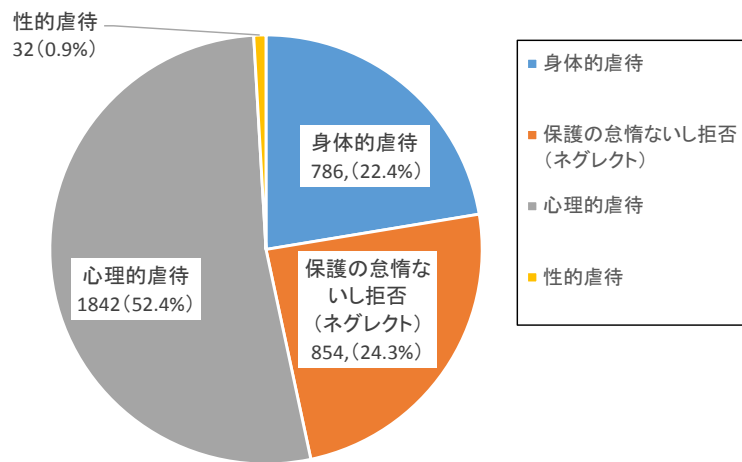
注 県子ども家庭課調べ。（県所管（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）の児童相談所で受け付けた件数を計上。）

児童虐待の内容（2016（H28）年度）

区 分	件数	割合 (注)	区 分	件数	割合 (注)
身体的虐待	786	22.4%	ネグレクト	854	24.3%
心理的虐待	1,842	52.4%	性的虐待	32	1.0%

注 県子ども家庭課調べ。（割合；件数／相談受付件数）

児童虐待の虐待別割合

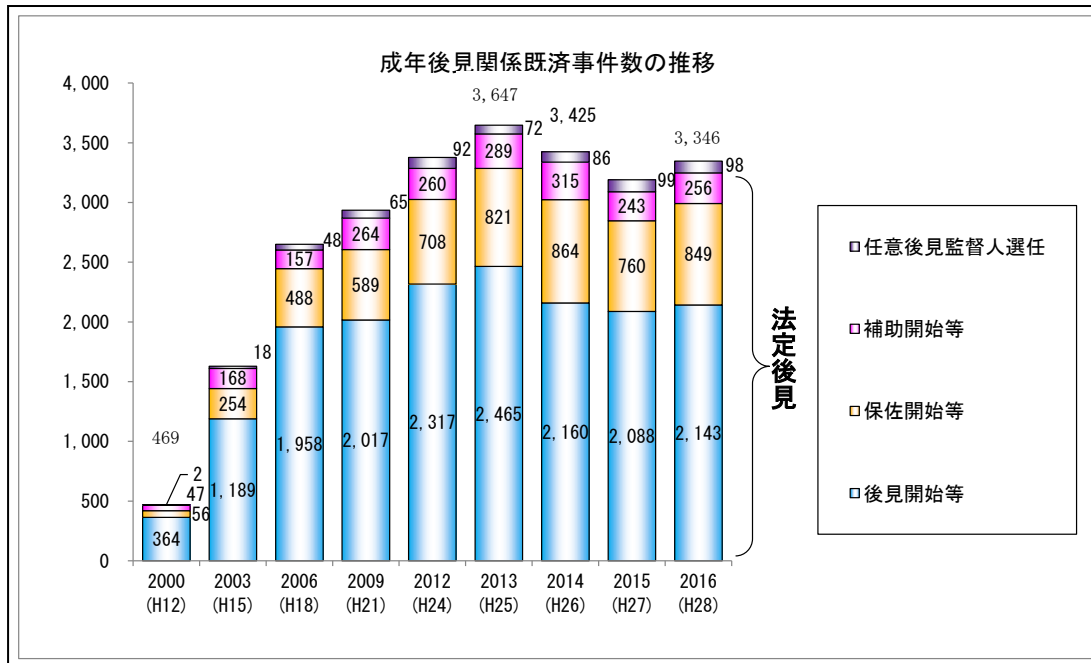


注 県地域福祉課で作成。

(4) 成年後見制度利用状況の推移

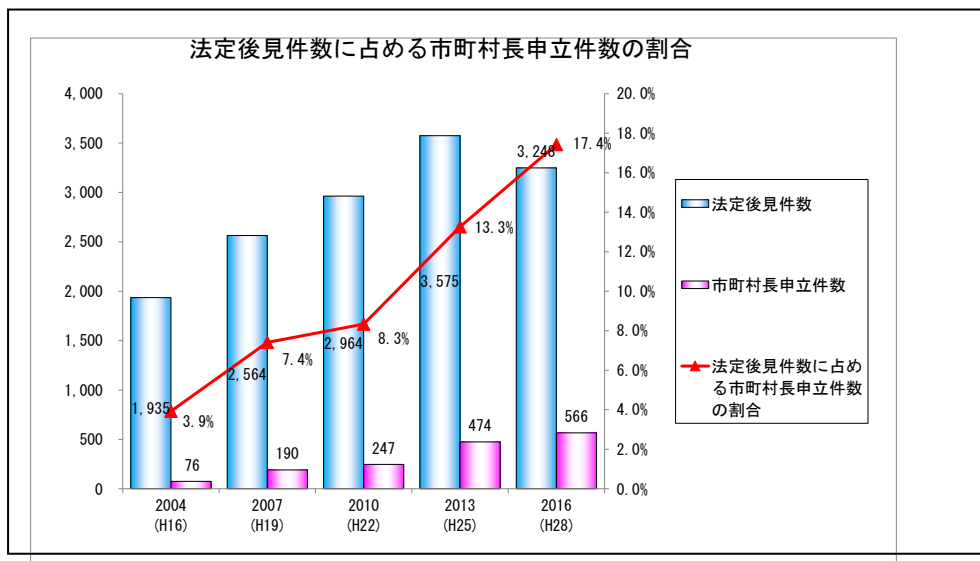
2000（平成 12）年 4 月の成年後見制度導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向にあり、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りが無い、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」についても増加しており、法定後見件数に占める割合も増加しています。



注 1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計）

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。



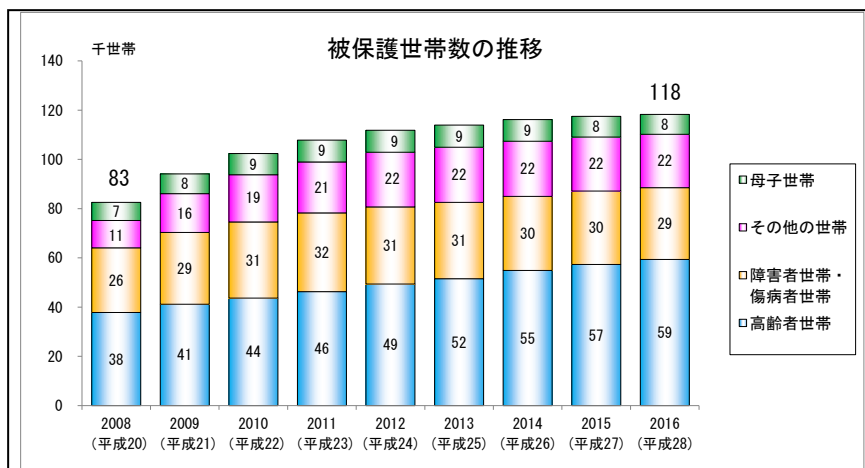
注 1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計。）

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。

6 生活困窮者等の状況

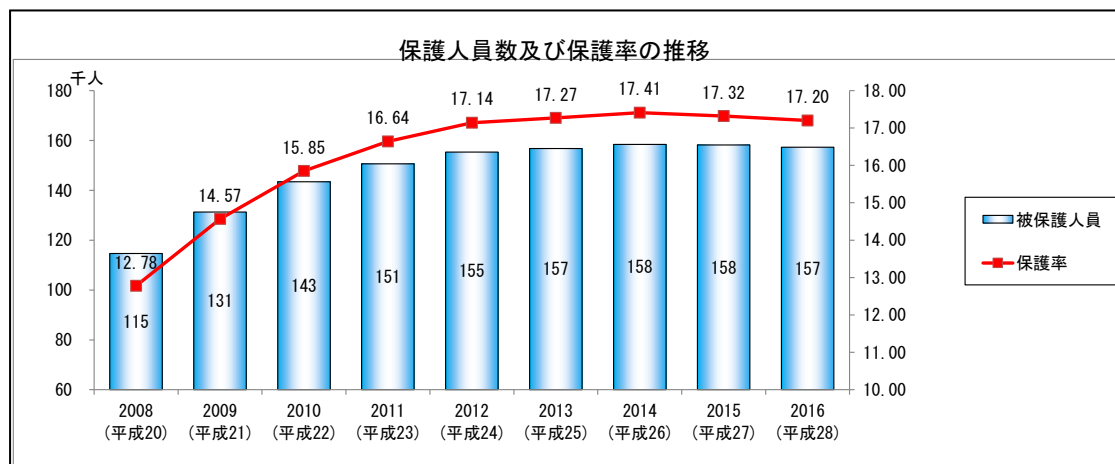
(1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2016年度の被保護世帯数（11万8千世帯）は2008年度の約1.4倍に増加しています。中でも高齢者世帯（5万9千世帯）は、高齢者人口の増加に伴い、他の世帯よりも増加率が高い状況にあります。



注 県生活援護課調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

被保護世帯数及び保護人員数の増加に伴い、保護率^(※)も増加傾向にあり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢化の進展に伴い、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注 県生活援護課調べ。（各年度3月現在。）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

区 分	2008 (H20) 年度 (a)	2016 (H28) 年度 (b)	増加率 (b/a)
生活扶助	104,573 人	141,224 人	135.0%
医療扶助	95,119 人	136,529 人	143.5%
住宅扶助	102,410 人	142,265 人	138.9%
介護扶助	11,898 人	24,197 人	203.4%
その他の扶助	14,364 人	17,325 人	120.6%

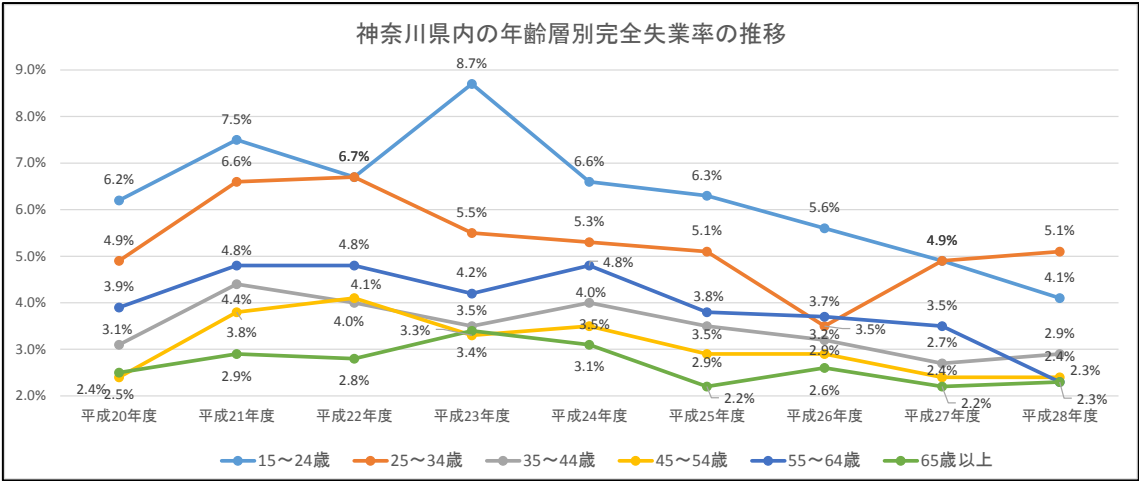
注1 県生活援護課調べ。（各年度3月現在。人員数は重複計上。）

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

(3) 県内の完全失業率（若者の高い失業率）

平成 28 年度の県内の完全失業率は 3.1％であり、年齢層別にみると、25～34 歳が 5.1％と最も高く、次いで 15～24 歳が 4.1％となっており、若者の失業率の高さがみられます。



注 神奈川県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」をもとに県地域福祉課作成。

(4) 地域若者サポートステーションでの支援を受けた人の就労者数

7 地域共生社会の実現に係る状況

(1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加）

2017（平成 29）年 4 月 1 日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数 11,958 人に対して現員数 11,331 人と、充足率は 94.8％となっています。世帯数の増加に伴い、定数は年々増加傾向にあり、欠員数も年々増加しています。

時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率 (b/a)
2017(H29)年度	11,958	11,331	627	94.8%
2014(H26)年度	11,721	11,275	446	96.2%
2011(H23)年度	11,521	11,151	370	96.8%

注 県地域福祉課調べ。（各年度 4 月 1 日現在。）

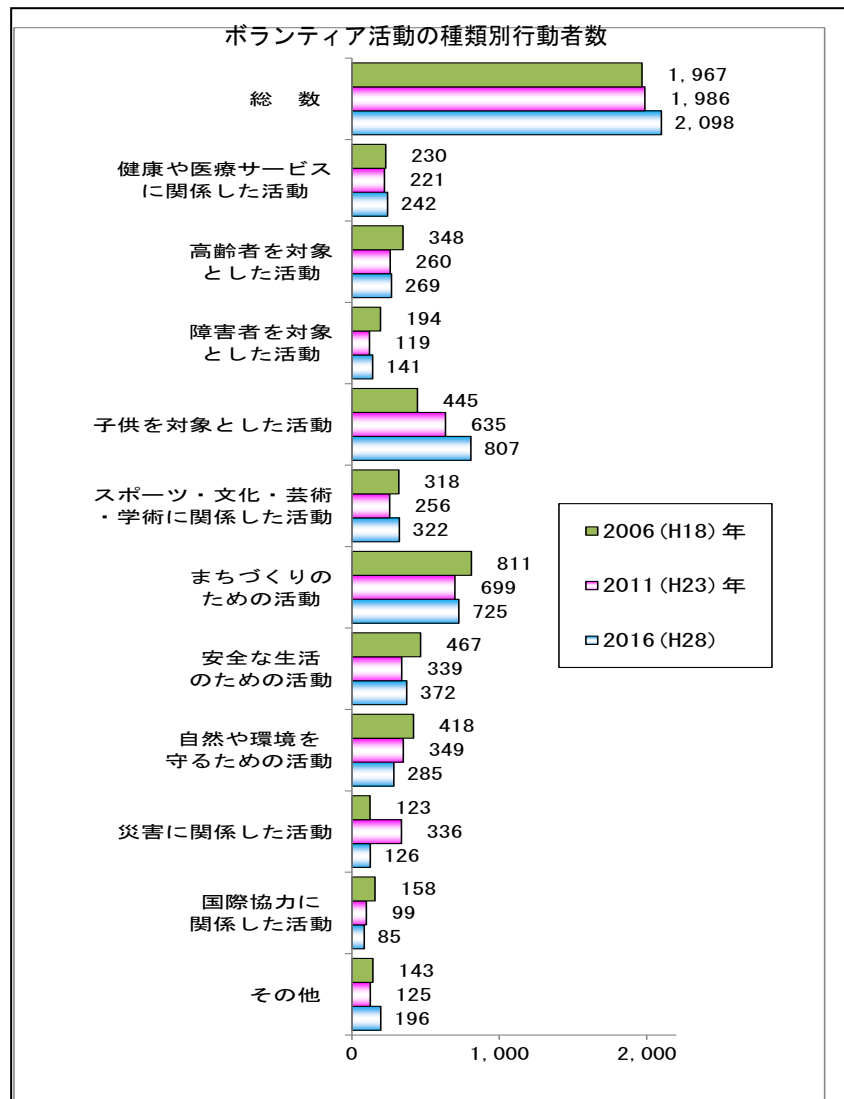
(2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

「平成28年社会生活基本調査」によると、1年間に「ボランティア活動」を行った人は全国で209万8千人となっており、5年前より11万2千人増加しています。

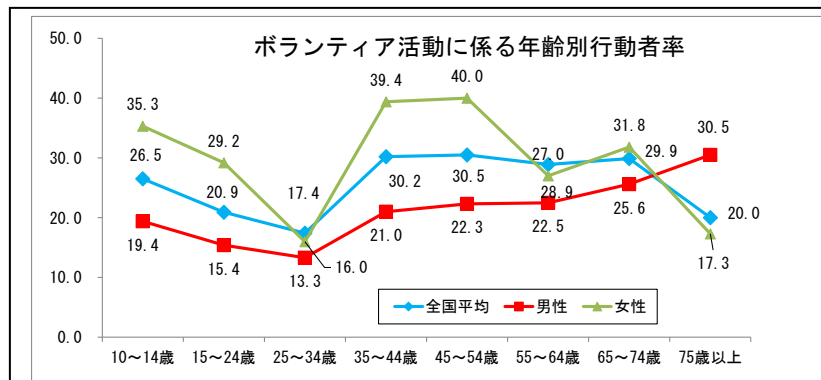
男女別にみると行動率は男性が21.2%、女性が29.9%となっています。

また、年齢別にみると、男性は65～74歳の割合が、女性は35～54歳の割合が大きくなっています。

さらに、ボランティア活動の内容をみると、「子供を対象とした活動」が他の内容に比べ増加傾向にあります。



注 総務省「平成 28 年、23 年及び平成 18 年社会生活基本調査」による。



注 総務省「平成 23 年社会生活基本調査」による。

(3) ボランティアセンターの設置状況

(4) NPO法人数の増加

NPO法人の認証件数は、1998（平成10）年の特定非営利活動促進法施行後、急速に増加しており、2013（平成25）年度末現在3,306件となっています。

また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

NPO法人の認証件数

1998年度 (H10)	・・・	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)
8件		1,330件	1,391件	1,444件	1,478件	1,491件

注1 県NPO協働推進課調べ。（各年度末現在。）

2 特定非営利活動促進法の改正により、平成24年度以降は県内3政令市分を除く。

認証法人の活動分野（上位5位、複数該当）

順位	分 野	件数
1位	保健・医療・福祉	836件
2位	子どもの健全育成	559件
3位	社会教育	482件
4位	連絡・助言・援助	433件
5位	学術・文化・芸術・スポーツ	399件

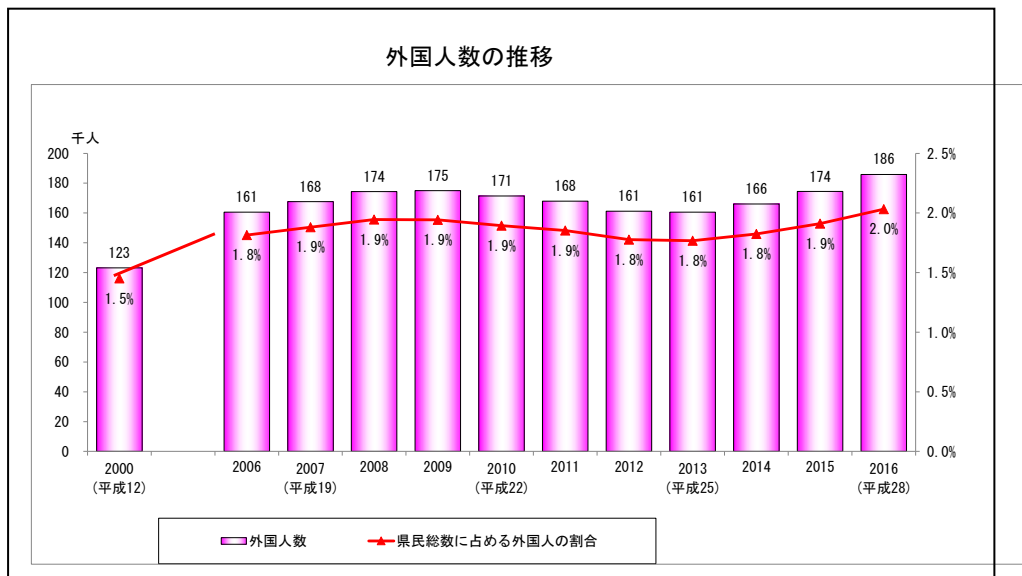
注1 県NPO協働推進課調べ。（2016（H28）年度末現在。）

2 県内3政令市分を除く。

（５）外国人数の増加

県内の外国人数は、2009（平成 21）年度に 17 万 5 千人となった後、2013（平成 25）年度に 16 万 1 千人まで減少した後、徐々に増加し、2016（平成 28）年度には 18 万 6 千人となっています。

また、県民総数に占める割合は、2016 年度で 2.0%となっています。



注 1 県国際課調べ。（2012 年度までは 12 月 31 日現在、2013 年度以降は 1 月 1 日現在。）

2 県民総数は、県統計センター調べ。（各年度 1 月 1 日現在。）

外国人数を国籍（出身地）別にみると、中国籍の方とフィリピン籍の方の増加率が著しく、2016 年度と 2000 年度を比較すると、中国籍の方が 2.2 倍以上、フィリピン籍の方が 1.6 倍以上増加しています。

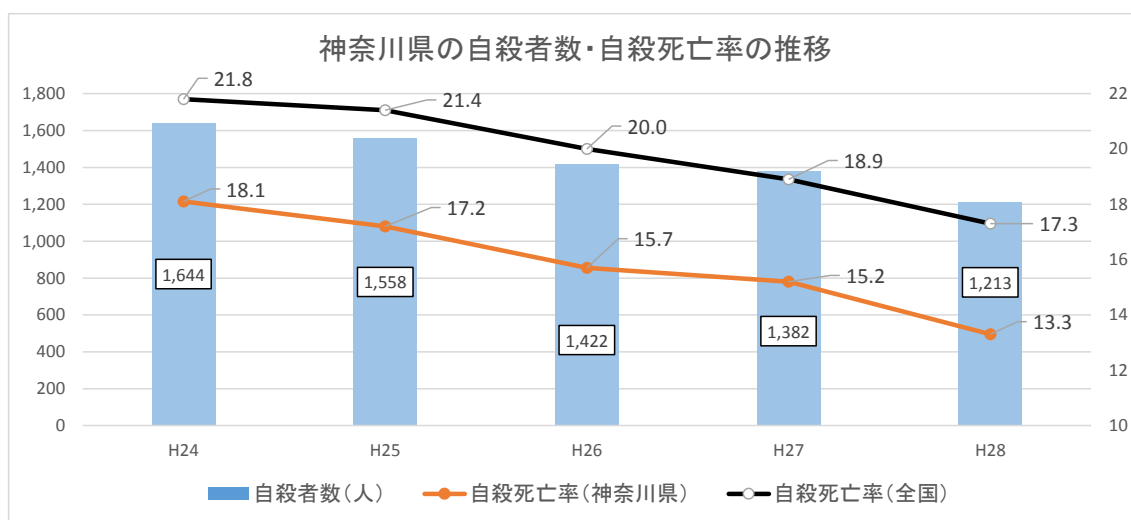
外国人数上位 5 国籍（出身地）の推移

順位	2000 年度（平成 12 年度）		2016 年度（平成 28 年度）	
	国・地域	外国人数（構成比）	国・地域	外国人数（構成比）
1 位	韓国・朝鮮	33,453 人（27.2%）	中国	60,934 人（32.7%）
2 位	中国	27,389 人（22.2%）	韓国・朝鮮	28,947 人（15.6%）
3 位	ブラジル	12,565 人（10.2%）	フィリピン	20,008 人（10.8%）
4 位	フィリピン	12,040 人（9.8%）	ブラジル	13,496 人（7.3%）
5 位	ペルー	6,920 人（5.6%）	ベトナム	7,124 人（4.3%）

注 県国際課調べ。（2000 年度は 12 月 31 日現在、2016 年度は 1 月 1 日現在。）

（６）県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内の自殺により亡くなった人数は、5年連続で減少しており、平成28年の人口10万人当たりの自殺死亡率は、13.3と全国で一番低くなっています。しかし、平成28年に県内で自殺により亡くなった方は1,213人と依然として、多くの方が自殺により亡くなっています。



注1 県がん・疾病対策課調べ。県地域福祉課作成。

2 自殺死亡率：人口10万対の率で、人口は、総務省統計（毎年10月1日）現在の都道府県別総人口に基づく。

9 バリアフリーの街づくり

（１）バリアフリーの街づくりに係る状況

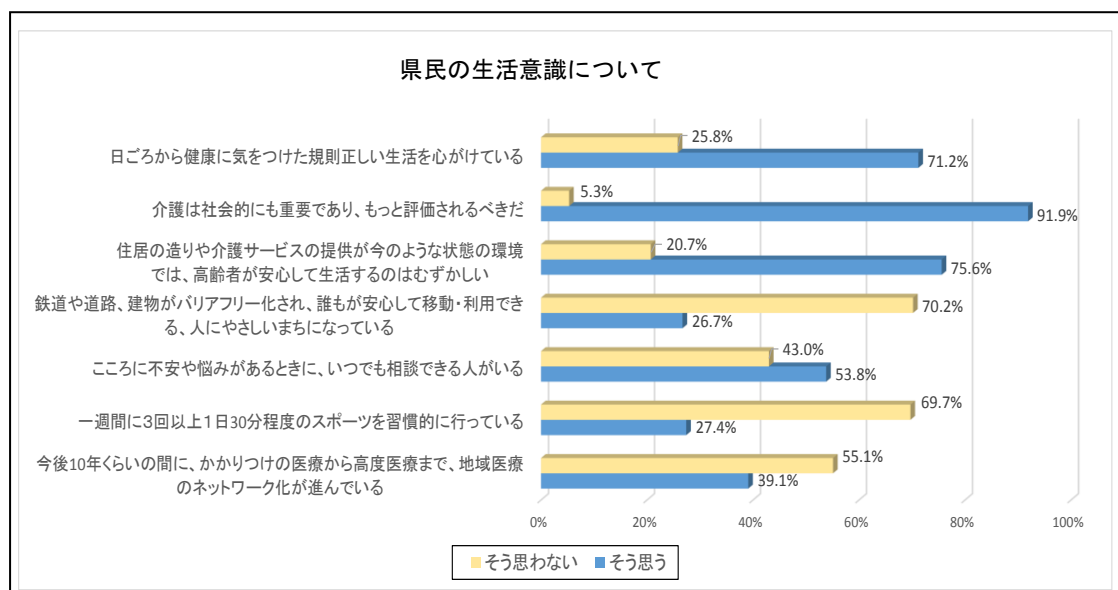
県では、平成8年4月に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、公共的施設をはじめ、道路や公園を安心して快適に利用できるように必要な整備基準を定め、施設等を新築・改装するに当たっては整備基準の遵守を、既存施設については整備基準に沿った整備の努力を求めるなど、障害者や高齢者をはじめ、誰もが住みよい街づくりに取り組んできました。

その後、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の制定など、社会環境の変化に的確に対応するため、平成20年12月に条例を改正し、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」として、平成21年10月から施行しています。

現在、条例に基づく実効性のある取組みを進めるため、バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信の取組みを進めるとともに、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発を推進しています。

しかしながら、平成28年度県民ニーズ調査において、県民の様々な生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できるよう、みんなが助け合う、人にやさしいまちになっている」との問いに対し、70.2%

が「そう思わない」との結果となっています。



注1 平成28年度県民ニーズ調査による。

(2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送の需要の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障害者等の増加に伴い、こうした方々を対象として、NPO法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の需要は増加傾向にあります。

2015（平成27）年度の登録法人数は192件となっており、2009（平成21）年度の13.6%の増となっています。



注1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。（2007（H19）年度までは1月末日現在、それ以降は3月末日現在。）

2 2006（H18）年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

10 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿については、平成 29 年 3 月現在、県内 33 市町村中、27 市町村で作成しています。

(2) 災害時通訳ボランティア登録者数の増加

県では、災害時における外国籍県民への通訳ボランティアの登録を行っています。2018（平成 30）年度に延べ 200 人のボランティア登録を目標としていますが、2016（平成 28）年度に、すでに 231 名の登録者がおり、前倒しで目標を達成しています。

災害時通訳ボランティア登録者数

	2014(平成 26) 年度	2015(平成 27) 年度	2016(平成 28) 年度	2017(平成 29) 年度	2018(平成 30) 年度
目標※	—	155	175	190	200
実績	134	168	231		

注 1 県国際課調べ。

2 目標※は、かながわグランドデザインにおける数値目標。

11 地域福祉に関わる制度の主な動向 ← 未修正

(1) 介護保険制度

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、国において、2014（平成 26）年、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。

ア 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の要支援高齢者の増加が見込まれる中、こうした高齢者の在宅生活を支えるため、元気な高齢者をはじめとするボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制を構築することとしており、具体的には、市町村を核として、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等を通じ、住民ニーズとサービス資源のマッチング・情報集約等を行うこととしています。

イ 予防給付の見直しと地域支援事業の充実

要支援 1・2 の高齢者に対する予防給付のうち訪問介護及び通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業へ移行することとされました。これにより、介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体による生活支援サービスが提供されることとなっています。

(2) 障害福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障害者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障害者に対する合理的配慮の概念が盛り込まれました。

その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月には、障害者基本法の基本原則を具体化した障害者差別解消法が施行されることとなっています。

(3) 子ども・子育て支援制度

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取り組みを行うこととされていますが、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や地域学生等との世代間交流や、地域ボランティア、町内会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

(4) 生活困窮者自立支援制度

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い方の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するため、平成25年、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月から施行することとされています。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業など、生活困窮者の自立を促進するための取り組みが行われます。